

# 景観形成協議会

地区別景観づくり計画の策定及び推進を目的に土地所有者等で構成する団体を認定することができます。

一定の地区内の土地所有者等が地区別景観づくり計画の策定及び推進を図る上で必要な活動、調査、検討等を行おうとする団体を「景観形成協議会」として認定し、市民主体の景観づくりを促進します。

## ○景観形成協議会への認定は？

景観形成協議会の認定を受けようとする場合、市長に申請をしていただきます。景観形成協議会の認定を受けるには、次の要件があります。

### ◆景観形成協議会の認定要件◆

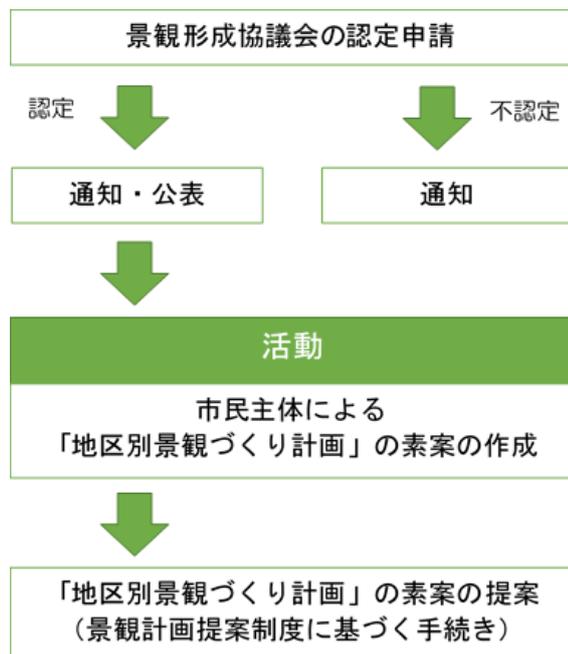
- ・ 5人以上の土地所有者等で構成されている。
- ・ 活動の内容が鈴鹿市景観計画に即している。
- ・ 活動の内容が地区別景観づくり計画の策定に向けた調査検討及び当該計画区域内の景観形成に係ることである。
- ・ 活動の内容が当該計画区域内の土地所有者等に周知されている。

## ○景観形成協議会が認定されるとどうなるの？

景観計画提案制度に基づき、地区別景観づくり計画の提案を行うことができます。

なお、認定後は、市から地区別景観づくり計画の策定とその運用についての技術的援助（景観アドバイザーの派遣）を受けることができます。

## ○手続の流れ



## 問い合わせ先

都市整備部 都市計画課  
計画・景観グループ  
電話 059-382-9063  
FAX 059-384-3938  
E-mail toshikekaku@city.suzuka.lg.jp